

3月19日7時時点の感染者数は192,000人以上。【更新中】

注：数字は累積感染者数

中国・・・80,894人(死亡3,237人)(前日比+13人, 死亡+11人, 以下同)(治癒者69,601人(+922人))  
 うち, レベル3発出地域: 湖北省: 67,800人(+1人), 浙江省温州市: 504人(+0人)

イタリア・・・35,713(死亡2,978人)(+4,207人, 死亡+475人)(治癒者4,025人)  
 うち, レベル3発出9州: 31,706人(+3,599人)

イラン・・・17,361人(死亡1,135人)(+1,192人, 死亡+147人)  
 うち, レベル3発出11州: 12,795人(+750人)

スペイン・・・13,716人(死亡598人)(+2,538人, 死亡+107人)  
 うち, レベル3発出4州: 7,415人(+1,111人)

仏・・・9,134人(死亡264人)(+1,404人, 死亡+89人)

韓国・・・8,413人(死亡84人)(+93人, 死亡+3人)(治癒者1,540人)  
 うち, レベル3発出の大邱(テグ)広域市及び慶尚北道一部: 7,083人(+54人)

独・・・8,198人(死亡12人)(+1,042人, 死亡+0人)

米・・・7,645人(死亡123人)(+2,014人, 死亡+16人)

スイス・・・2,772人(死亡21人)(+503人, 死亡+2人)

うち, レベル3発出の2州: 350人(+0人)※各州データは14日から更新なし

英・・・2,626人(死亡103人)(+676人, 死亡+43人)

オランダ・・・2,051人(死亡58人)(+346人, 死亡+15人)

オーストリア・・・1,646人(死亡7人)(+314人, 死亡+4人)

ベルギー・・・1,486人(死亡14人)(+243人, 死亡+4人)

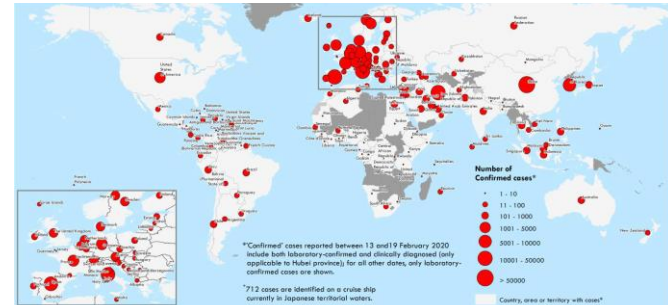
ノルウェー・・・1,423人(死亡3人)(+115人, 死亡+0人)

スウェーデン・・・1,279人(死亡10人)(+112人, 死亡+0人)

デンマーク・・・1,116人(死亡4人)(+91人, 死亡+0人)

日本・・・914人(死亡31人)(+41人, 死亡+2人)

その他(国際船舶でのケース): 712人(死亡7人)(+0人, 死亡+0人)



マレーシア・・・790人(死亡2人)(+117人, 死亡+0人)  
 ポルトガル・・・642人(死亡2人)(+194人, 死亡+1人)  
 カナダ・・・569人(死亡8人)(+145人, 死亡+4人)  
 チェコ・・・464人(死亡0人)(+30人, 死亡+0人)  
 豪州・・・454人(死亡5人)(+79人, 死亡+0人)  
 カタール・・・442人(死亡0人)(+4人, 死亡+0人)  
 イスラエル・・・433人(死亡0人)(+109人, 死亡+0人)  
 ギリシャ・・・418人(死亡5人)(+31人, 死亡+1人)  
 ブラジル・・・387人(死亡3人)(+96人, 死亡+2人)  
 フィンランド・・・359人(死亡0人)(+40人, 死亡+0人)  
 シンガポール・・・313人(死亡0人)(+47人, 死亡+0人)  
 アイルランド・・・292人(死亡2人)(+69人, 死亡+0人)  
 スロベニア・・・286人(死亡1人)(+33人, 死亡+0人)

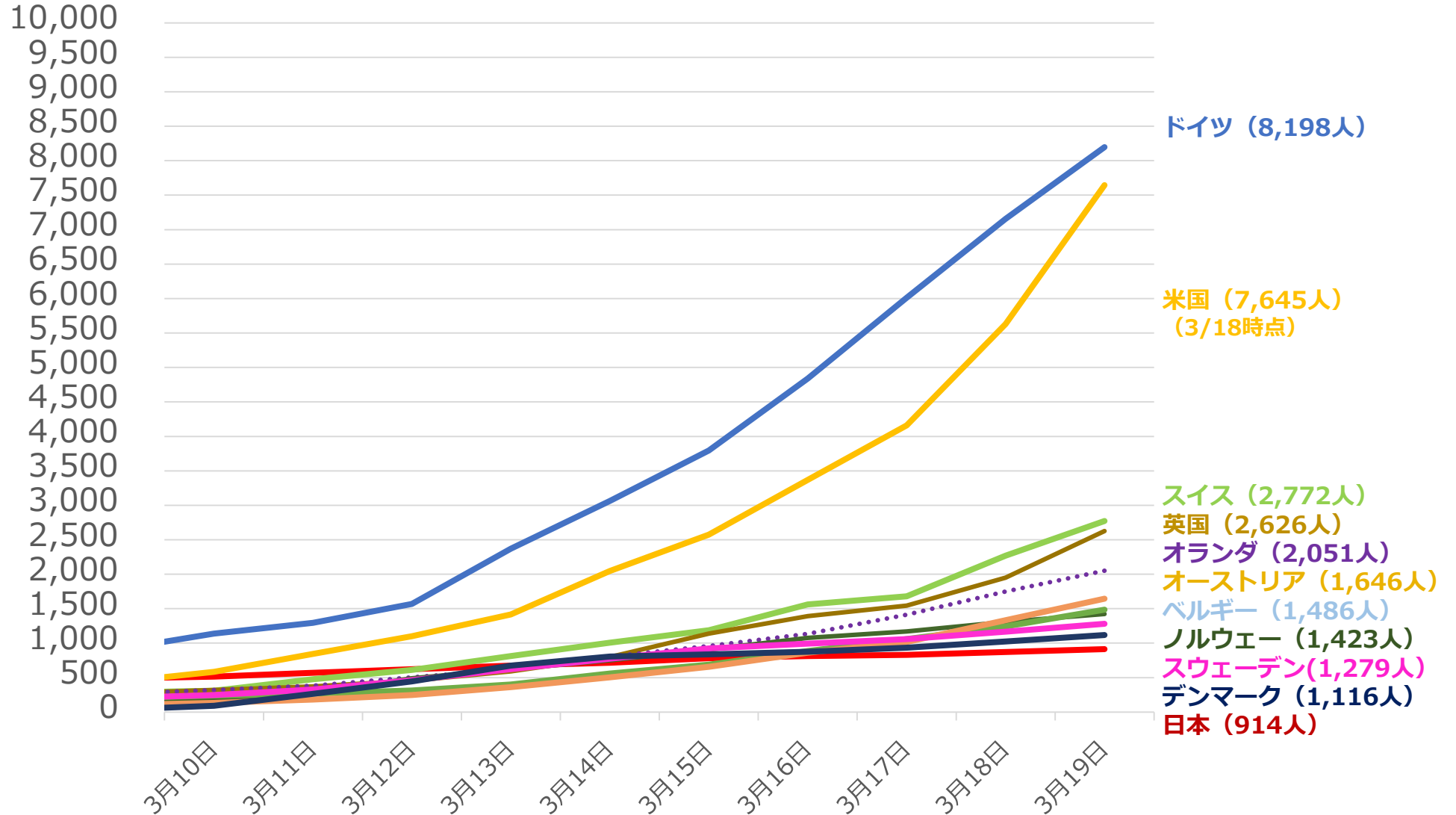
※安倍総理は米(13日), 仏(13日), 英(15日)の各首脳とそれぞれ電話会談を行うとともに, 16日, G7首脳テレビ会議に参加。



# 国別感染者数の推移(累積) ②

(上位5カ国を除く)

出典：各国政府発表  
(米国は各州発表)

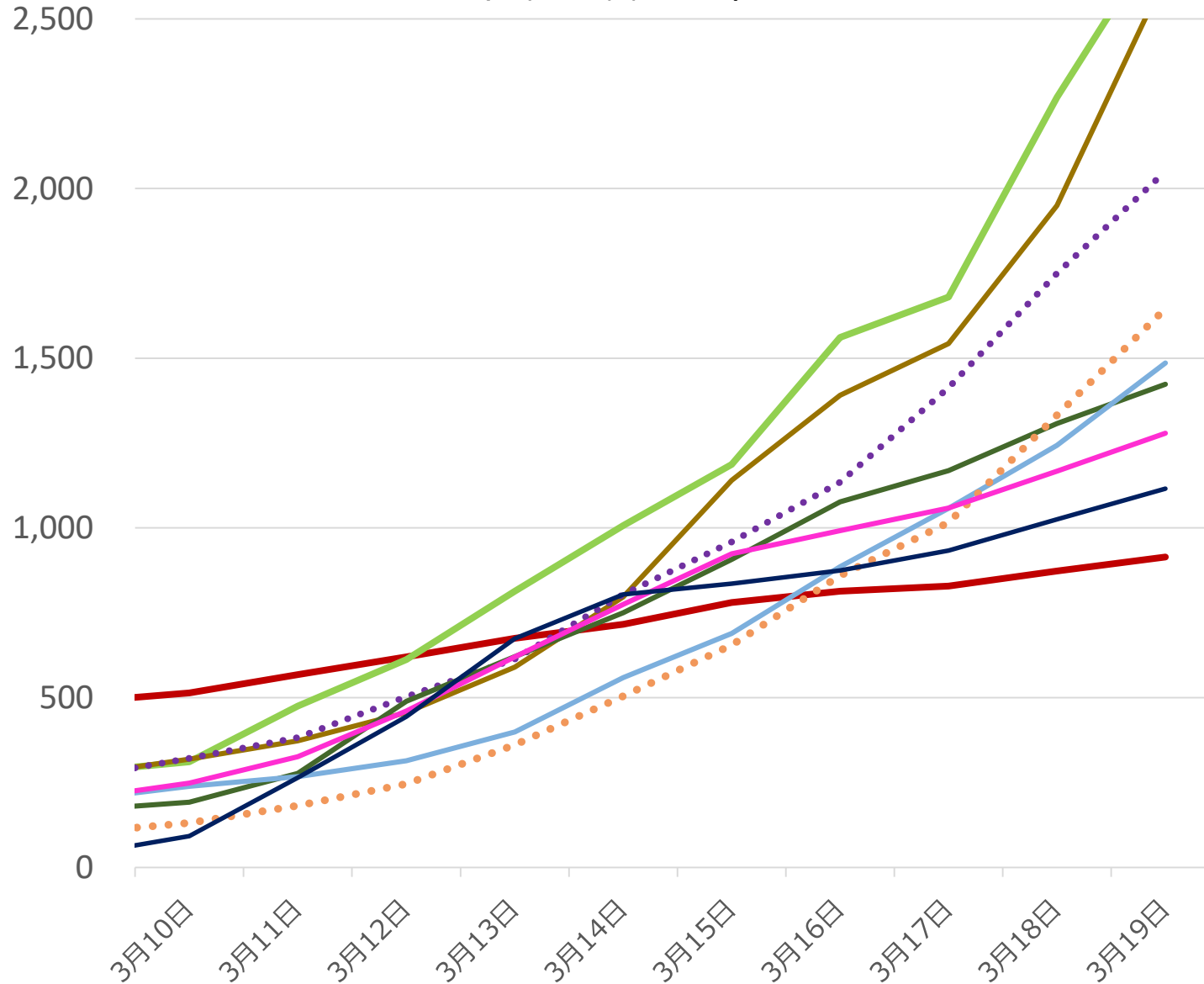


— フランス — ドイツ — 米国 — スイス — 英国 — オランダ — オーストリア — ベルギー — ノルウェー — スウェーデン — デンマーク — 日本

# 国別感染者数の推移(累積) ③

(上位8カ国を除く)

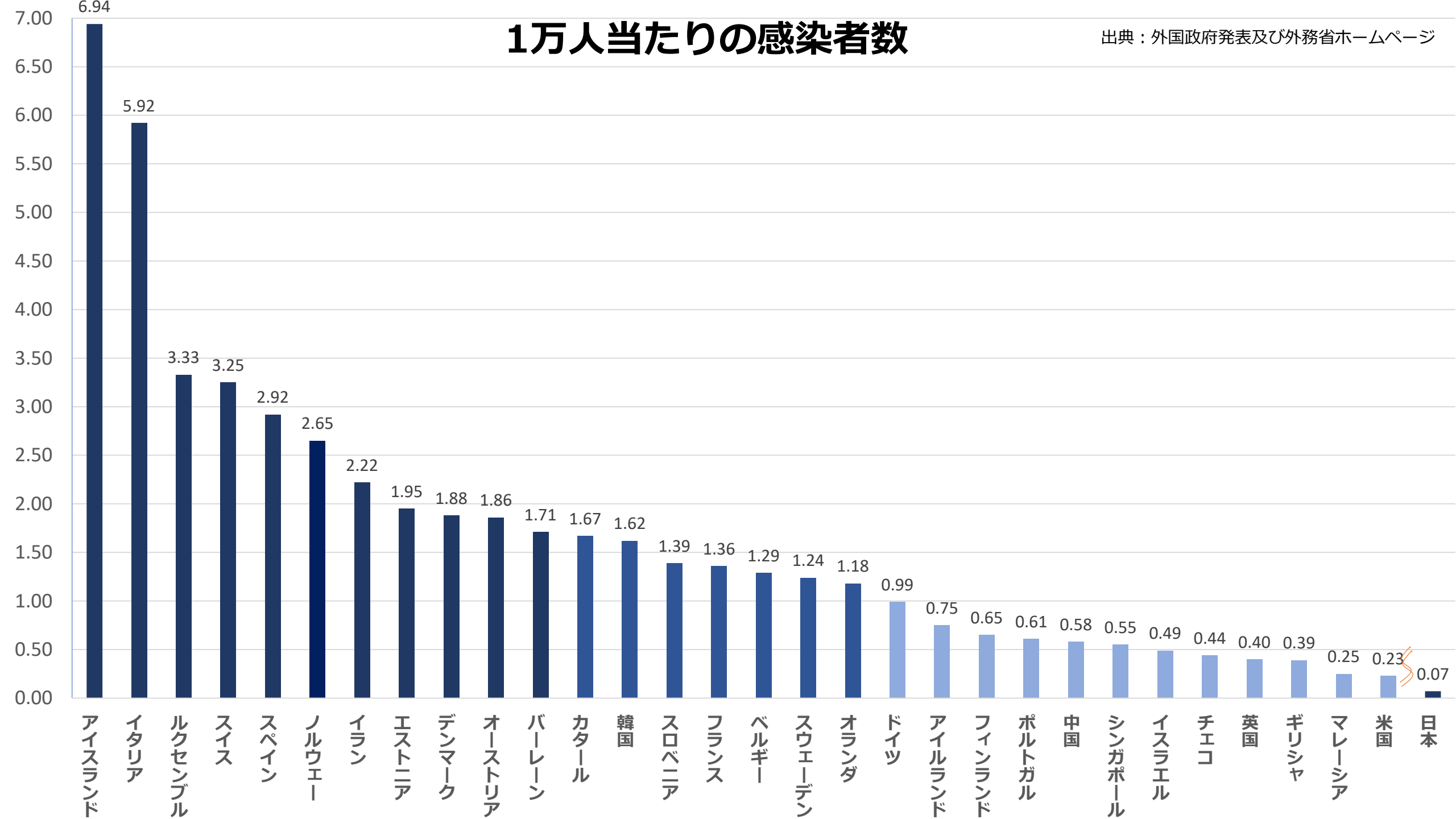
出典：各国政府発表



— スイス — 英国 ... オランダ — オーストリア — ベルギー — ノルウェー — スウェーデン — デンマーク — 日本

# 1万人当たりの感染者数

出典：外国政府発表及び外務省ホームページ



新型コロナウイルス  
(日本からの渡航者・日本人に対する  
各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限)

令和2年3月19日

(6時更新)

外務省

○3月19日6時まで外務省が把握している、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国後の行動制限措置については以下1及び2のとおりです。

注1：入国制限措置と入国後の行動制限措置の双方の措置をとっている国・地域があります。

注2：入国後の行動制限については、国籍を問わず全渡航者を対象にしている措置、発熱などの具体的な症状が無くともとられる措置や、自主的な対応を求めるものも含まれています。

○本情報は、当局が公式に発表した情報を中心に掲載していますが、新型コロナウイルスをめぐる各国の対応策は極めて流動的ですので、本情報の内容から更に変更されている可能性もあります。これらの国への渡航を検討される際には、各国当局のホームページを参照するほか、在京大使館に確認する等、最新の情報を十分に確認してください。

○現地滞在中に本件に関し何らかの問題等に遭遇した場合は、現地の最寄りの在外公館に相談してください。

○中国の入国制限及び入国後の行動制限の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

○各国国内では、ここに掲載されていない様々な行動制限措置がとられています。既に各国に滞在されている方々は、各在外公館ホームページ、各在外公館から届くお知らせ等を随時確認し、最新の情報を入手してください。

(注) 本資料は地域を含むことから、一部、「入国」を「入境」と読み替えています。

1 感染者確認国(注：日本を含む。)からの入国制限が行われている国  
(112か国/地域)

(1) アゼルバイジャン

3月13日から45日間、全外国人に対し、電子査証および空港到着時の査証発給を停止する。渡航者は大使館・総領事館で査証を申請する必要がある。感染が確認されている国(注：日本を含む。)の国民は、査証申請時に医療証明書を提出する必要がある。

(2) アラブ首長国連邦

3月19日以降、到着査証を含む新規の入国査証発給を一時停止する（外交旅券・居住ビザ所有者は入国可能）。

(3) アルジェリア

3月17日以降、アルジェリアとチュニス、カイロ、ドバイ、ドーハ、アンマンとの間の航空便を停止する。3月19日以降、アルジェリアと欧州の間の航空便・船便、アフリカ6都市（ヌアクショット、バマコ、ニアメ、ダカル、アビジャン、ワガドゥグ）との間の航空便を停止する。（注：3月19日から、全ての航空便が欠航となる見込み。）

(4) アルゼンチン

居住者以外の入国を3月16日から15日間禁止する。（なお、感染国（日本、中国、韓国、イラン、米国、英国、EU加盟国及びシェンゲン協定域内国）に過去14日間に滞在した非居住外国人の入国は、3月14日から30日間禁止する。）

(5) アルメニア

3月16日から4月14日の間、感染の拡大している国・地域（注：日本を含む。）に過去14日間に滞在していた外国籍者の入国は禁止される。

(6) アンティグア・バーブーダ

日本、中国、イタリア、イラン、韓国及びシンガポールに過去28日以内に渡航した外国人（乗客、乗員を含む。）の入国を拒否する。

(7) イエメン

3月17日から14日間、イエメン国内の全ての空港における航空機の離発着を停止する。3月17日から陸上国境を閉鎖する。

(8) イスラエル

全ての外国人の入国を禁止する。（ただし、中国、韓国、タイ、イタリア、マカオ、シンガポール、香港、日本、エジプト以外からの渡航者は、イスラエル国内で14日間の自宅待機が可能なことが証明できれば入国を許可する。）

(9) イラク

3月17日から24日までの期間、航空便の運航を停止する。

(10) インド

インド入国前の全ての外国籍者に対して発給されてきた査証は、3月13日から4月15日の間、効力停止となる（外交・公用査証、国際機関への査証、就労査証、プロジェクト査証以外）。なお、やむを得ない理由でインドへの渡航が必要な者については、最寄りのインド大使館／総領事館で新規の査証の申請を行う必要がある。また、2月27日以降、日本及び韓国国籍者への到着査証サービスは停止する。加えて、シッキム州については3月5日から、アルナチャル・プラデシュ州については3月6日から、ナガランド州については3月16日から、それぞれ外国人への入域許可証の発給が停止となる。

(11) インドネシア

全ての国からの訪問者に対し、短期滞在の査証免除、到着ビザ（VOA）、外交・公用査証免除を1か月間停止する（※日本を含む査証免除が適用されている全ての国が対象）。したがって、インドネシアを訪問する全ての外国人は、在外公館において目的別の査証を取得をすることが必要となる。また、査証申請に当たり、医療当局発行の「健康証明書」を提出することが義務付けられる。

#### (12) ウクライナ

3月14日から、全ての査証発給を停止する。3月16日から4月3日まで、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。3月17日から4月3日まで、ウクライナ発着の全定期便（国際旅客航空便及びバス・鉄道国際路線）の発着を停止する。

#### (13) ウズベキスタン

3月16日から、他国との全航空便の停止、国境自動車道の封鎖を含む全ての国境の封鎖措置及び出入国の停止措置をとる。ただし、ウズベキスタンに既に滞在する外国人（日本人を含む。）の出国は例外的に認める。

#### (14) エクアドル

3月16日から外国人の入国を禁止する。

#### (15) エジプト

3月19日正午から3月31日まで、全てのエジプト行きの航空便の運航を停止する。ただし、（乗客なしで到着する）定期便等により帰国を希望する者は19日以降も帰国可能。

#### (16) エストニア

3月17日から滞在許可保有者、エストニアに在住する家族を有する外国人及び国際軍事協力に従事する外国人を除く全ての外国人の入国を禁止する（症状がない場合は、トランジットのみ可能）。

#### (17) エルサルバドル

エルサルバドル在住の外国人及びエルサルバドルを接受国とする外交団を除く外国人の入国を禁止する。現地時間3月18日0時から15日間、貨物便及び人道的任務の受入れを除き、空港を閉鎖する。

#### (18) オマーン

全ての外国人の入国を禁止する。

#### (19) ガーナ

ガーナ人及びガーナ滞在許可を持つ者を除き、200名以上の感染者の出ている国（注：日本を含む）から14日以内に渡航する者の入国を禁止する。

#### (20) カーボベルデ

3月18日から3週間、全ての商用航空便及び船便の運航を停止する。

#### (21) ガイアナ

現地時間3月19日午前0時から14日間、ガイアナの国際空港（Cheddi Jagan 国際空港と Eugene Correia 空港）での国際便の受入れを停止する。出国便は引き続き運行し、貨物便、救急ヘリ等は離発着可能とする。



(22) カザフスタン

3月16日から4月15日まで、出入国を禁止する。ただし、既に滞在している外国人は出国を許可するほか、カザフスタン人の家族である外国人、在留許可を有する外国人等は出入国を許可する。

(23) カタール

3月16日から14日間、外国人に対して、カタールを最終目的地としたフライトへの搭乗を不可とする（注：期間については延長の可能性あり。トランジット、貨物便を除く。）。

(24) カナダ

カナダ国民以外の入国を禁止する（永住権を保有している者、航空クルー、外交官及び（現時点では）米国民は除く。）。また、新型コロナウイルスの症状のある者については、国籍を問わず入国を禁止する。飛行機搭乗前に健康診断を実施する。

(25) カメルーン

3月18日から無期限で、貨物便を除き、陸海空全ての国境を封鎖する。

(26) 韓国

3月9日から、日本に対する査証免除措置と既に発給された査証の効力を停止する。

(27) 北マケドニア

3月16日から、北マケドニアの全ての国境を閉鎖する（自国民、外交団、永住資格・一時滞在資格のある者は通行可能）。3月18日から、スコピエ国際空港を閉鎖する。

(28) キプロス

3月15日から15日間、合法的な居住者、居住許可を有する就労者及び留学生以外の者について、国籍に関係なく入国を禁止する。入国が禁止されていない者も、3月16日から4月30日までの期間、医療機関で発行され、4日以内に公認された新型コロナウイルス検査の陰性結果の持参を義務付ける。

(29) ギリシャ

3月18日から日本人を含む非EU諸国民の入国を禁止する。

(30) キリバス

感染が確認されている国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも直近14日間滞在しない限り入国を禁止する。また、これらの渡航者は医療診断書を提出するとともに、及び／又は新型コロナウイルスに感染していないことを証明しなければならない。

(31) キルギス

3月17日から、外交団・キルギス国民の家族等を除く外国人の入国を一時的に禁止する。

(32) グアテマラ

3月17日以降15日間、国境を閉鎖し、商用機の運航を停止する。

(33) クウェート

14日以降、クウェート発着の全ての航空便を停止する（注：貨物便を除く。）。

#### (34) クック諸島

3月16日から6月30日まで、NZ以外の国からクック諸島に渡航する全ての者は、NZにおいて14日間の自己検疫が必要となる。また、クック諸島へ渡航する者は、渡航前3日以内に発行された医療診断書を、搭乗する際に航空会社に提示しなければいけない。全てのクルーズ船、ヨット、遊覧飛行機によるクック諸島及びその領海への入国を一時的に禁止する。

#### (35) ケニア

感染者が確認された全ての国からの全渡航者の入国を停止する。（注：ケニア国民及び有効な滞在許可証を有している外国人を除く。）

#### (36) コートジボワール

3月17日から15日間、新型コロナウイルスの感染が100件以上確認されている国からの渡航者（自国民を除く）に対して、入国を停止する。

#### (37) コスタリカ

3月18日23:59から4月12日23:59の間、入国できるのは、コスタリカ人及びコスタリカに居住する外国人のみとする。

#### (38) コソボ

全ての外国人に対して国境を封鎖する。3月16日から、軍事、医療関係以外全ての航空便を停止する。

#### (39) コモロ

感染者が確認された国（注：日本を含む。）からの渡航者は、非感染国・地域において少なくとも14日間の検疫が求められる。

#### (40) コロンビア

3月17日から5月30日まで、全ての国境を閉鎖し、空路で入国する自国民、定住者及び外交団を除く全渡航者の入国を禁止する。。

#### (41) コンゴ共和国

全外国人に対し、入国査証申請時に、新型コロナウイルス検査陰性の証明書提出を義務づける。

#### (42) サウジアラビア

3月15日から2週間、サウジアラビアを発着する全ての国際線を停止する。

#### (43) サモア

3月14日から、特定の国（注：日本を含む。）を出発又は経由してサモアに渡航する場合は、最終渡航地において自らの検疫のため14日間滞在し、サモアに最終的に渡航する前の3日以内に健康診断を受けなければならない。また、3月19日以降は、5日以内に行われた新型コロナウイルスの検査結果を提示しなければ入国できない。

#### (44) サントメ・プリンシペ

3月19日から15日間、全外国人の入国を禁止する。

#### (45) ジブチ

3月18日から、全ての国際線の離発着を停止する（注：再開時期は未定。）。

#### (46) ジブラルタル

日本を含む16の国・地域を「危険国」としてリストアップし、過去14日以内にこれらの国・地域へ渡航したことのある者に対して、ジブラルタルに入る際にその事実を申告することを義務づける。また、ジブラルタル当局は、過去14日以内に上記の「危険国」からジブラルタルへ渡航しようとする者に対して、その入域を拒否できる。

#### (47) ジョージア

3月18日午前0時から2週間、全ての外国人の入国を禁止する。

#### (48) シリア

感染者の報告された全ての国（注：日本を含む。）からの、査証上入国目的が「観光」である全渡航者の入国を禁止する。ただし、シリア居住資格保持者の帰国時は、その居住資格を証明する書類を提示することで入国を許可する。

#### (49) スイス

イタリア、ドイツ、オーストリア及びイタリアからの入国制限（16日決定）に加え、スペイン及び日本を含む非EU市民、非EFTA市民の空路入国を制限する。例外として、スイス国籍者及びスイスの滞在許可所持者、就労証明所持者、医療従事者、通過旅行者は入国可能。また、90日間のシェンゲン及びスイス査証の発給を6月15日まで停止する。

#### (50) スウェーデン

3月19日から30日間、在住者を除く外国人の不要不急の入国を原則禁止する。

#### (51) スーダン

3月16日から陸海空全ての国境を閉鎖する。

#### (52) スペイン

3月17日午前0時から、警戒事態宣言が有効な間、陸路を通じたスペインへの入国を、①スペイン人、②スペイン人以外のスペイン居住者、③国境を越えて職場に通勤する者、④その他やむを得ない理由を書面にて証明できる者、⑤スペインで接受される外交団、領事団、国際機関職員（公務の場合）のみに制限する（なお、同措置は商品の流通に係る交通には適用されない。）。

#### (53) スリランカ

現地時間3月14日正午から、一般旅券を保有する外国人に対する到着査証の発給を停止する。スリランカに入国する必要性のある外国人は、事前の査証申請を行うことが要請される。外交、公用旅券保持者は同措置の対象外となる。

また、3月19日4：00から25日23：59まで、スリランカ国内の全ての国際空港に到着する商用便の受け入れを停止する（ただし、出発便（ストップオーバー及び乗り継ぎ含む）、貨物便、人道的フライト等の運航は許可する。）。

(54) スロバキア

13日午前7時から、スロバキア在住でない外国人の入国を禁止する。

(55) スロベニア

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する（ただし、観光目的の日本国籍者は、シェンゲン域内の滞在期間が計180日以内であり、スロベニアでの滞在期間が90日以内であれば査証不要。）。3月17日から3月30日までEUとの間で、3月17日から期限未定でEU外との間で航空便の運航を停止する。

(56) 赤道ギニア

3月12日以降、全ての国境を閉鎖する。3月15日以降30日間、国際線フライトは全て欠航とする。

(57) セルビア

3月16日から、滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(58) セントクリストファー・ネイビス

日本、中国、イタリア、香港、シンガポール、韓国、英国、フランス、スペイン及びドイツを出発してから14日以内の者に対し、入国の自粛を要請する。

(59) ソマリア

3月18日から全ての航空便の運航を停止する。

(60) ソロモン諸島

感染者が確認された一部の国（注：日本を含む。）からの渡航者は、14日間、非感染国への滞在を義務づける。

(61) 台湾

3月19日から、外国人は、居留証、外交、公務の証明、あるいはビジネス上の契約履行等の証明がない限り、一律入国を禁止する。

(62) チェコ

3月16日から、90日を超える滞在許可を持たない全ての外国人の入国を禁止する。同許可を持つ外国人は、再入国しないことを条件に出国を許可する。

(63) チャド

3月19日以降、2週間にわたって全ての旅客機の離発着を停止する。

(64) 中国

3月10日から、①観光、②知人訪問、③トランジットの3つの目的による日本人の中国訪問について、15日以内の滞在であれば査証を免除する措置を一時的に停止する。商用及び親族訪問目的の中国訪問については、引き

続き査証免除が適用されるが、中国国内の招待側が7日以内に発行した書類の原本を提示する必要がある。当該書類には、当事者の氏名、中国国内の担当者及び連絡方法が含まれていなければならない。

(65) チュニジア

3月18日から、陸空の国境を封鎖する。3月13日から4月4日まで、全ての国際海路を停止する。

(66) チリ

3月18日から15日間、全ての国境を封鎖する。チリ人及び居住者は入国を許可する。

(67) ツバル

「高いリスク国」（注：ツバル政府の表現。日本を含む。）に渡航する者は、ツバルへの上陸3日前に新型コロナウイルスに感染していないことを証明する書類を取得するとともに、ツバル上陸前少なくとも14日以上非感染国・地域に滞在しなくてはならない。

(68) デンマーク

3月14日正午から4月13日まで、空路、陸路、海路全ての国境を閉鎖する。外国人は入国する必要性を証明できない場合、入国を拒否される可能性がある。

(69) ドイツ

3月17日から、非EU市民、非EFTA市民及び非英国市民のEUへの入域を30日間制限する。EU加盟国並びに英国、アイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェー及びスイスにおける長期滞在権限（滞在資格又は長期ビザ）を有する第三国国籍者は、出身国への通過を目的とする入国を認められる。これらの必要条件を満たさない第三国国籍者は、緊急の入国理由を示さない場合、国境において入国を拒否される。

(70) ドミニカ共和国

現地時間3月19日午前6時から15日間、全ての陸・海・空路の国境を閉鎖する。

(71) トリニダード・トバゴ

3月18日午前0時から14日間、自国民以外の全ての者の入国を禁止する。

(72) トルクメニスタン

日本を含む67か国等からの渡航者に対し、査証・招へい状の発給を原則停止する（人道上の理由あるいは緊急性・必要性により発給の可能性あり）。既に有効な査証を有する場合にも、新型コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提示できなければ、入国は認められない。

(73) トンガ

感染国（注：日本を含む。）からの渡航者及び感染国を経由して入国する全外国人は、感染国以外において自己観察のため少なくとも14日間滞在し

た上で、その期間を終了した後、急性呼吸器疾患の症状がないことを証明する診断書を得る必要がある。（なお、この診断書はトンガに到着する3日前以内に取得する必要あり。）従わない場合、トンガへの入国が拒否される。

(74) ナウル

渡航前21日以内にアジア（注：台湾以外、日本を含む。）、中国本土、香港、マカオ、韓国、イラン、欧州及び米国に渡航または乗り継ぎを行った者は、入国を認めない。

(75) ニウエ

過去14日以内に、日本、中国、香港、マカオ、台湾、イラン、イタリア、シンガポール、韓国、インドネシア、タイに滞在していた者は、ニウエ政府からの承諾書がない限り、入国を拒否される。

(76) ネパール

3月14日から4月30日まで、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時及び空港での入国審査時に7日以内に発行されたPCR検査結果を含む健康証明書の提出を求める。

(77) ノルウェー

3月16日から滞在許可を持たない外国人の入国を禁止する。

(78) バーレーン

過去14日以内に日本、香港、イタリア、レバノン、エジプト、マレーシア、タイ、シンガポールに滞在歴のある者については、事前に入国査証を取得した者以外は入国を禁止する。

(79) パキスタン

3月21日以降、パキスタンの空港に向かう全ての外国人は、搭乗24時間以内に実施された新型コロナウイルス検査証明書（氏名及びパスポート番号記載）のコピーを搭乗前に提出するとともに、原本の入国時の提出を義務付ける。

(80) パナマ

3月16日（23：59）以降、居住者以外の全ての外国人の入国を禁止する。

(81) バヌアツ

過去14日以内に日本、中国、台湾、香港、マカオ、韓国、シンガポール、イラン及びイタリアを出発した者は、更なる告知があるまでバヌアツへの入国を禁止する。また、これらの国・地域を出発した後に14日間を異なる国・地域で過ごした者は、必ず登録された医師から新型コロナウイルスへの感染とみられる呼吸器疾患がないことを証明する健康診断書を取得しなければならない。

(82) パラグアイ

3月15日から、居住者以外の入国を15日間禁止する。

(83) ハンガリー

3月16日から、全ての外国人に対する査証及び滞在許可書の発給を停止する。3月18日から、滞在許可書を有する欧州経済領域（E E A）の市民を除く外国人の入国を禁止する。

(84) バングラデシュ

3月16日から2週間、全ての外国人に対する到着査証の発給を一時停止する。同国の査証申請時に、コロナウイルスに感染していないことを証明する健康診断書を提出しなければならない。既に査証取得済みで今後入国する場合は、入国時に同様の健康診断書を提出する必要がある。

(85) ブータン

3月6日から2週間、公用目的を含む全ての渡航者（国際機関職員や現地での就労許可を有する者を除く）の入国を制限する。

(86) ベトナム

3月18日から、全ての国に対して査証発給を停止する。また、①査証免除の対象者、②ベトナム系の人や親族訪問者に対する査証免除証を持っている者、③既存の査証を有する専門家、企業管理者、高技能労働者は、新型コロナウイルスの陽性患者ではないことの証明書（その者の在住国が発給し、かつベトナムが承認したもの）を有していなければ、入国できない。（ただし、これ外交又は公務目的で入国する者は例外とする。）

(87) ベリーズ

3月15日から、日本、中国、香港、イラン、韓国及び欧州を過去30日以内に訪れた者の入国を禁止する。

(88) ペルー

3月17日から15日間、陸海空の国境を封鎖し、全渡航者の入国を禁止する。

(89) ポーランド

3月15日から外国人の入国を一時禁止する。ただし、①配偶者又は子供がポーランド国籍を有する者、②ポーランド・カード（注：外国人のポーランド国民への帰属証明書類）を有する者、③外交官及びその家族、④ポーランドの永住権、滞在許可証または労働許可証を有する者は入国可能。3月15日から、全ての国際路線の旅客航空便及び鉄道便の運行を停止する（国際旅客航空便の運行停止は14日間の措置）。

(90) ボスニア・ヘルツェゴビナ

日本、中国（武漢）、韓国、イタリア、イラン、フランス、ルーマニア、ドイツ、オーストリア、スペイン、スイス及びベルギーの国籍を有する者の入国を禁止する。

(91) ボツワナ

高リスク国（注：日本を含む。）からの全渡航者の入国を禁止する。

(92) ボリビア

3月20日0時以降に全ての国境を封鎖し、全ての国際便の運航を停止する。ただし、自国民及び居住者は入国を許可する。国境閉鎖及び国際線の停止措置は31日まで継続する。

(93) ホンジュラス

3月17日現在国際空港が封鎖されているため、実質的な入国経路は陸路のみとなる。

(94) マーシャル

日本、中国、香港、マカオ、韓国、イタリア、イラン、ドイツ、フランス及びスペインから2019年12月31日以降に渡航した者の入国を禁止する。3月22日まで全ての国から空路での入国を禁止する。

(95) マカオ

3月18日から、中国本土、香港、台湾居民及び外国人雇用者以外の全ての非マカオ居民の入境を禁止する。

(96) マダガスカル

3月20日から4月20日まで全ての国際線の運航を停止する。

(97) マリ

3月19日から無期限で、感染国からの商用航空便の運用を停止する。

(98) マレーシア

3月18日から、観光客及び外国人渡航者の入国を全て禁止する（注：外国人の出国についての言及はない。）。

(99) ミクロネシア

3月14日から、中国本土以外の感染国・地域から入国する者は、非感染国・地域において入国直前の最低14日間の自主検疫をしていない限り、入国を禁止する。

(100) 南スーダン

南スーダンと感染国との間の航空便を当面差し止める。感染国国民の移動を制限する。制限の中には、新規査証の発給停止、発給済み査証の取り消し等も含まれる。

(101) モーリタニア

3月17日以降、全てのモーリタニア発着便の運航を停止する。

(102) モルドバ

3月17日から4月1日での間、モルドバにおける全ての国際線の航空機及び鉄道での人の輸送を停止する。3月17日より、陸路での外国人の入国を禁止する。

(103) モロッコ

3月15日から全ての国際旅客便の運航を停止する。3月12日から、客船等の一時的な出入港を停止するとともに、モロッコ北部と接するスペイン領との国境を、通過を希望するスペイン人の通行を除き封鎖する。

(104) モンゴル



3月28日まで、モンゴル発着の全航空便の運航を停止する。過去14日以内に、日本、韓国、イラン及びイタリアに滞在歴のある外国人・無国籍者の入国を禁止するとともに査証申請・発給を停止する。

(105) モンテネグロ

3月15日から15日間、永住資格・一時滞在資格のある者を除く全ての外国人の入国を禁止する。

(106) ヨルダン

3月17日から全てのヨルダン発着の航空便を停止し、陸路・海路・空港を含む全ての国境を閉鎖する（貨物輸送は除く）。ただし、外交及び国際機関の代表団は例外とする。

(107) ラトビア

3月17日から4月14日まで、空路（航空機）、陸路（鉄道・バス）、海路（船）の全ての公共の国際交通機関の運航を停止する。ただし、自家用車にてラトビア人及びラトビアに居住している外国人（外交官を含む）の入国は可能。

(108) リトアニア

3月16日から、空路、陸路、海路等あらゆる方法での外国人の入国を禁止する。ただし、リトアニア人の家族、リトアニアの滞在許可保持者、商品の搬送等を扱う業者、外交官及びNATO関係者等の入国は可能。

(109) リビア

3月16日から3週間、空及び陸の出入国地点を閉鎖する。

(110) リベリア

3月16日以降、200名以上の感染者の出ている国からの入国及びそれらの国への渡航を禁止する。

(111) レバノン

3月18日から3月29日までの間、ベイルート国際空港及び陸海空すべての出入国地点を閉鎖する。

(112) ロシア

3月18日0時00分（現地時間）から5月1日の期間、外交官やロシア永住者を除く全ての外国人・無国籍者を対象とし、ロシアへの入国を一時的に制限する。また、①外国人に対する、教育、労働活動の実施の目的で私的にロシアに入国するための文書の受領、招待状の作成及び発給、②外国人労働者の招へい及び利用の許可、並びに外国人に対する労働の許可について、一時的に停止する。ロシアの大使館及び領事館においては、外国人及び無国籍者に対し、外交、公用、本命令第2項に示された者に対する一般商用査証及び近親者の死去に関連してロシア連邦に渡航することとなっている外国人及び無国籍者に対する一般私的査証を除く全ての種類の査証の申請の受理、作成及び発給を一時的に停止するとともに、外国人に対する電子査証の査証作成も停止する。

## 2 入国後に行動制限措置がとられている国・地域（88か国／地域）

### (1) アイルランド

過去14日以内に感染地域（日本、中国、香港、シンガポール、韓国、イラン及びイタリア北部）に滞在した者で、症状が出ているものは、かかりつけ医等に電話の上、自己隔離を行い、他者との接触を避けることを推奨する。

### (2) アゼルバイジャン

全ての外国人は、入国時に体温検査を受ける。37度以上の発熱、せき等の症状があれば14日間の隔離を行い、精密検査の後、感染が確定すれば14日間から29日間の隔離を行う。症状がない場合でも14日間の自宅待機を要請する。

### (3) アラブ首長国連邦

入国後14日間自宅に待機し、何らかの呼吸器症状が出た場合は医療機関に連絡するよう勧告する。

### (4) アルバニア

入国時に渡航歴及び体調に関する質問、体温検査が実施され、感染が疑われる場合には、別室にて医師、看護師からの問診等が行われ、自宅待機、感染症指定病院への移送、サンプル採取等の対応が判断される。また、入国時にフォームを提出する必要がある。入国から14日間自宅等での自主隔離が義務付けられる。

### (5) アルメニア

全ての入国者に対して検温及び「アドレスカード」（過去14日間に滞在した国の情報含む。）の提出を求めた上で、電話にて14日間問診を行う。入国後、感染が確認された場合は原則病院等において隔離措置をとる。その後、陰性となった後も、最大14日間医療的観察下に置かれ、居所からの移動が制限される。

### (6) イラン

入国時に発熱等の症状があった場合、感染国への渡航歴を勘案しつつ、酸素濃度計による検査を実施する。酸素飽和度が93%未満の場合、出発国に送還する。

### (7) インド・ケララ州

日本、中国、シンガポール、タイ、マレーシア、ベトナム及び韓国からの渡航者で感染しているリスクの高い者（感染者と接触のあった者、感染者と半径1メートル以内にいた者等。）に対し、入国後28日間の自宅待機措置をとる。

### (8) ウルグアイ

日本を含む感染が確認されている国からの入国者に14日間の自宅隔離を義務付ける。

### (9) 英国

渡航歴の有無にかかわらず、症状のある場合に7日間の自己隔離を求める。原則として、自己隔離開始後7日間はNHS専用ダイヤル（111）に連絡せず、この間に症状が悪化する、又は7日後に改善が見られないといった場合には111又は救急ダイヤル（999）に連絡するよう推奨する。

(10) エストニア

全ての入国者、帰国者に対して、14日間の自己隔離を義務付ける。

(11) エスワティニ

2週間以内に感染国（注：日本を含む。）に渡航した全ての者に対し、体調が優れない場合は保健機関へ報告するよう推奨する。また、体調が良好な者に対しても、14日間の自宅隔離を推奨する。

(12) エチオピア

入国後14日間、自主的な自宅隔離を推奨する。

(13) ガーナ

ガーナへの入国を認められる者であっても、14日間の義務的自主隔離が求められる。

(14) ガボン

新型コロナウイルスの流行が公式に宣言された国（注：日本を含む。）から渡航し、症状を示さない者も、最短でも15日間自宅等での自主隔離が義務づけられる。

(15) ギニア

3月16日から、流行国から入国した場合、2週間のモニタリング措置の対象となる。その間、当局が渡航者の旅券の原本を保管し、渡航者には旅券の写しが配布される。

(16) キプロス

入国後14日間は政府の指定する施設に強制的に隔離される。

(17) キューバ

新型コロナウイルスの感染地域からの全渡航者は、入国時に身元を確認され、同感染症の症状を呈していない場合、14日間、一時医療対応による経過観察を受ける。また、入国時に同感染症の症状を呈している場合、14日間の治療と隔離のため、各地の病院の呼吸器疾患治療室に移送される。

(18) キルギス

3月14日以降に日本、米国、スウェーデン、スイス、英国、ベルギー及びオランダから入国する全渡航者（トランジット含む。）は14日間の自宅検疫を受ける。

(19) クロアチア

感染者発生国68か国（注：日本を含む。）からクロアチアに入国する全渡航者は、14日間自主隔離の義務を負う。

(20) ケニア

14日以内にケニアに入国した全ての入国者に対して、14日間の自主隔離を要請する。

(21) 豪州

3月16日から全ての入国者に対し、14日間の隔離措置を要請する。

(22) コスタリカ

コスタリカ国内に入国するコスタリカ人及び居住者は、14日間の予防的隔離措置を受ける。

(23) コンゴ民主共和国

入国時に症状（発熱、せき等）が認められた場合、医療施設に移送され、検査を行う。検査の結果、陽性反応が出た者については隔離され、陰性の者は解放される。

(24) ザンビア

渡航者に対して、入国時、問診票の記入及び検温等のスクリーニングが実施される。発熱がある場合は、別室で医師の診察を受け、必要と判断された場合は指定の施設で隔離される。

(25) シエラレオネ

感染者数が200人以上いる国（注：日本を含む。）からの渡航については延期するよう強く勧告。特に重要または必須の業務を行う場合には入国可能とするが、その場合でも14日間の隔離措置の対象となる。

(26) ジブラルタル

日本を含む国・地域から入国してから14日以内の場合は、最低14日間の自己隔離、及び111（コロナ関係ヘルプライン）への連絡を義務づける。

(27) ジャマイカ

現地時間3月18日以降、新型コロナウイルスの国内感染がある国からジャマイカに到着する全渡航者は、住所もしくは居住地での14日間の自己検疫を義務付ける。新型コロナウイルスの症状が認められなければ、14日間の自己検疫の間でもジャマイカからの出国は許可される。

(28) シンガポール

日本、中国、イラン、韓国、イタリア、フランス、スペイン、ドイツ、ASEAN諸国、イギリス及びスイスに14日以内に滞在歴のある者について、14日間の外出禁止とする。

(29) ジンバブエ

入国時に38度以上の発熱が認められた場合、医療機関に搬送され、検査を受ける。陰性が確認されるまで同施設に隔離する。

(30) スロバキア

スロバキア在住の外国人が国外から帰国した場合は、14日間の自宅隔離が義務付けられる。

(31) 赤道ギニア

感染国（注：日本を含む。）からの渡航者は、症状の有無に関わらず政府指定の施設において一律14日間隔離する。

#### (32) セネガル

入国時に症状が認められた場合、診察・検査の後、14日間の健康監視下に置く。

#### (33) セルビア

滞在許可を持つ外国人が入国した場合、最低14日間の自宅隔離とする。

#### (34) セントクリストファー・ネイビス

入国の際にスクリーニングが実施され、危険性の評価に基づき自宅又は指定施設における検疫措置、若しくは保健師による監視を行う。

#### (35) セントルシア

14日以内に日本、中国、香港、韓国、イタリア及びシンガポールへの渡航歴がある者は、14日間、特定の検疫施設にて隔離する。

#### (36) タイ

感染地域（注：日本を含む。）からの渡航者に対し、14日間の自己観察（1日2回検温を行い、呼吸器症状と発熱がある場合には、すぐに地域の保健当局に報告）が求められている（必ずしも自宅待機は要請されていない）。また、入国時に発熱及び呼吸器症状が確認された場合は、ウイルス検査が実施される。陽性の場合、タイの医療機関で隔離・入院治療となる。陰性の場合、入国後14日間の自己観察が要請される。

#### (37) 台湾

台湾の疾病管理当局が定める「海外旅行感染症アドバイス」レベル3指定国（注：日本を含む。）からの全渡航者は、14日間の自宅検疫の対象となり、自宅又は指定地点からの外出、公共交通機関の利用が認められない（従わない場合は罰則あり。）。「自宅検疫」中、所轄の里長（町内会長）が毎日1、2回電話で対象者の健康状態を確認する。

#### (38) タジキスタン

日本、イタリア、イラン、韓国、中国、アフガニスタン、フランス、ドイツ、スペイン、スイス、ノルウェー及びオランダからの渡航者に対して、入国後タジキスタン内の施設で14日間の隔離措置を実施する。

#### (39) 中国

各地の詳細については、こちらのリンクをご覧ください。

#### (40) チリ

日本を含む、感染の確認された国からの入国者に14日間の自宅待機を義務づける（ただし、単に経由した者及び航空機の乗員は対象外）。

#### (41) トーゴ

入国する全渡航者に対して、保健省職員による観察が行われるとともに、38度以上の発熱など、新型コロナウイルス感染を疑う症状がある場合は、隔離の上で検査が実施される。

#### (42) トルクメニスタン

(既に有効な査証により入国した場合) 空港において検査を実施し、問題があると判断された場合、医療機関にて24日間の隔離措置をとる。なお、全ての国際線の離発着はトルクメナバット国際空港(アシガバット中心部から約600km)となる。

#### (43) トルコ

入国時・滞在中に感染が疑われた場合は、医療機関で感染の有無が判明するまで隔離する。(注:国籍によらない一般的な防疫措置)

#### (44) ナイジェリア

日本、中国、韓国、イタリア及びイランからの渡航者は、症状の有無にかかわらず、14日間自宅にて自主隔離を義務付ける。

#### (45) ニジェール

感染例のある国からの入国者は、14日間自主隔離を義務付ける。

#### (46) ニューカレドニア

3月17日以降、トントウータ空港(ヌメア国際空港)に到着する全渡航者に対して、無症状であっても14日間の自己隔離を義務付ける。症状(せきや発熱)がある乗客は、スクリーニング検査が陰性になるまで、メディポール(医療施設)の隔離室に隔離される。

#### (47) ニュージーランド

3月16日から、太平洋島嶼国及び既に入国禁止としていた中国本土及びイランを除き、他の全ての国・地域からの入国者に対して、14日間の自主隔離を要請する。

#### (48) ネパール

3月14日から4月30日までに入国した全ての外国人(外交、公用査証所持者含む。)は14日間の自主隔離を行う。

#### (49) ノルウェー

全ての入国者に対する14日間(2月27日に遡及して適用)の自宅待機を命じる措置を導入する。同措置においては、症状のない入国者は予定していた滞在地に帰宅することができるが、他者との接触をできるだけ避けて移動することを要請する。また、症状のある入国者については、直ちに隔離をとり、公共交通機関の利用を禁止する。

#### (50) バーレーン

日本からの入国の場合、到着時に熱、せき、息切れ等の症状のある場合は検査を行い、結果が判明するまで隔離された待機施設で待機する。陽性であれば治療施設へ搬送され、陰性の場合でも14日間の自宅待機を義務付ける。到着時に症状がなければ申告書を提出の上で、入国後14日間の自宅待機を義務付ける。

#### (51) パナマ

パナマ人及び同国居住外国人のパナマ入国後の14日間の自宅での義務的な予防のための隔離を実施する。

#### (52) パラグアイ

空港において検診を実施し、発熱等の症状が確認された場合、医療機関等に移送する。3月15日から、国外からの全渡航者及び渡航者と接触した者に対して14日間の自宅隔離を義務付ける。

(53) パレスチナ

アレンビー橋からパレスチナ自治区に入域するすべての者に14日間の自宅待機措置を義務付ける。

(54) バングラデシュ

新型コロナウイルス感染発生国からの渡航者に対し、14日間の自宅待機措置を講ずる。

(55) フィリピン（ルソン島等）

3月17日から4月12日まで、ルソン島全域を対象とし、全世帯における厳格な自宅隔離措置、大量輸送用の公共交通機関の運行停止、陸海空路での移動制限を実施する。ルソン島以外でも各地方自治体が同様の隔離措置を実施している。また、フィリピン人、その外国人配偶者及び子弟、並びに永住査証保持者及び外交査証保持者は、入国と同時に所定の検疫措置が課される。

(56) ブータン

全ての入国者は、3月16日から14日間、指定された施設において隔離される。

(57) 仏領ポリネシア

3月17日以降、仏領ポリネシアに到着する全渡航者に対して、自宅又はタヒチ島の宿泊施設における14日間の自主隔離措置を義務付ける。

(58) ブルガリア

感染国（注：日本を含む。）からの渡航者に対して入国時に検査を実施し、発熱等の症状が確認された場合、医師の監督の下に隔離の上、詳細な検査を実施する。陽性の場合には14日間の隔離措置が、陰性の場合でも14日間の在宅経過観察措置がとられる。

(59) ブルネイ

日本を含む全ての国と地域からの渡航者に、14日間の自己隔離を義務付ける。感染症関連法令の下、14日間、主たる居住地にとどまり、いかなる屋外での活動も控えることを義務付ける。

(60) ブルンジ

3月12日以降、日本、ドイツ、中国、韓国、イラン及び全EU加盟国からの渡航者等を14日間隔離する。

(61) 米国・グアム

グアム準州知事の行政命令により、3月16日から、新型コロナウイルスの感染が確認されている国や地域で1週間以上過ごした渡航者（非居住者）は、入国日から7日以内に実施された検査によって新型コロナウイルスに感染していないことを証明する文書を提示しない場合、入国後強制検

疫（隔離）措置の対象となる。居住者についても同様の文書を所持していない場合は最低14日間の自宅検疫措置の対象となる。

#### (62) ベトナム（ハイフォン市）

感染拡大している国（日本、中国、韓国、イタリア及びイラン）からの渡航者は医療機関にて14日間隔離される。ただし、感染拡大している国から第三国経由で入国した者については、当該国において隔離措置を受けており、隔離措置を受けた旨の証明書を経有する場合は、自己観察を行う。

#### (63) ベナン

感染国（注：日本を含む。）からの全渡航者に対して、入国後14日間の自己隔離を義務付ける。

#### (64) ベネズエラ

日本、中国、韓国、イタリア、イラン、米国、シンガポール、ベトナム、マレーシア、タイ、豪州、ドイツ、フランス、英国、クロアチア及びUAEに直近14日間に滞在した渡航者は、症状の有無にかかわらず、入国後14日間、保険省係官の自宅訪問または電話により経過観察を行う。症状がある場合は、隔離され検査を実施する。

#### (65) ベラルーシ

入国時に検査を実施し、必要に応じて医療健康観察を行う。

#### (66) ベリーズ

日本、中国、フランス、ドイツ、イタリア、イラン、韓国及びスペインから渡航した外国人に対して、検疫措置を実施する。

#### (67) ポーランド

入国後14日間の自宅隔離措置が義務づけられる。

#### (68) ボリビア

外国からの全入国者は、自身の健康状態に関する申告書の提出が求められる。渡航経路、健康状態等に照らし、必要と認められる場合は隔離される。

#### (69) ポルトガル

（アソーレス自治州政府）

3月15日以降に自治州内の空港に自治州域外から到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず14日間の強制的隔離措置をとる。

（マディラ自治州政府）

3月15日以降にマディラ島の空港に到着する乗客に対し、国籍・出発地を問わず、14日間の強制的隔離措置をとる。

#### (70) 香港

3月17日から、中国本土、マカオ、台湾以外の全ての国・地域からの入境者に対して、14日間の強制検疫隔離または医学観察を義務付ける。

#### (71) ホンジュラス

国境封鎖の例外対象となるホンジュラス国民、ホンジュラスが接受国となっている外交団関係者、永住者及び長期滞在者については、入国後直ちに、自宅等での自主的隔離が課される。



## (72) マカオ

3月10日12時（現地時間）から、過去14日以内に日本、ドイツ、フランス、スペインに滞在歴のあるすべての入境者に対し、自宅または政府指定場所で14日間の医学観察を実施する。非マカオ居民である場合、政府指定のホテルで医学観察を実施し、費用は自費となる（注：同様の措置は韓国、イタリア、イランに対して既に実施されている。）。

## (73) マラウイ

累積700名以上の陽性者が確認されている国（注：日本を含む）からの来訪者等に対し、入国時から14日間の自主隔離を要請する。

## (74) マルタ

日本、中国、香港、シンガポール、イラン、韓国及びイタリア北部から到着した者への14日間の自主隔離を推奨する。2月27日以降に日本、イタリア、中国、シンガポール、イラン及び韓国に滞在歴のある者は、滞在最終日から14日間の検疫を義務付ける。違反した者には3000ユーロの罰金を科す。

## (75) ミクロネシア（ポンペイ州）

飛行機および船舶でポンペイ州に入ろうとする全ての乗客は、タカティックの隔離施設で14日間検疫する（ただし、州保険局の決定によって隔離の期間を減らすことができる。）。

## (76) 南アフリカ

感染が疑われた場合は、検査を実施。陽性の場合は原則14日間の隔離入院措置がとられる。

## (77) ミャンマー

陸路、空路での全ての渡航者に対し、検疫申告書の提出による検疫を実施する。空路の場合、到着時の体温スクリーニング検査において38度以上が確認された場合、空港にて保健当局の検査を実施する。咳、鼻水、呼吸障害等の症状がある場合、指定の病院で隔離措置をとる。

## (78) モナコ

日本を含む危険地域からの入国者に対して、自宅待機を推奨する。

## (79) モルディブ

入国時に症状があり、感染の疑いがある場合は検査を実施し、陽性の場合には検疫施設に隔離する。リゾート島及び住民島で感染が疑われる者が確認された場合は、当該島一帯がロックダウンされ、他の宿泊者についても検疫措置をされる可能性がある。

## (80) モルドバ

全渡航者は空港で問診票の提出が求められ、症状がある場合、市内の感染症指定病院に搬送される。

## (81) モンテネグロ

全ての入国者に対し、14日間の自己隔離を義務付ける。

## (82) ラオス

入国時に発熱，せき，呼吸困難等の症状があり，感染発生国への渡航歴のある者，又は感染者と接触したことがある者は，病院での隔離措置となる。また，ラオスと国境を接しない100症例以上の感染発生国から入国する者，又は入国前14日間以内に感染者と濃厚接触した者については，症状がない場合でも，入国後14日間は「居所隔離」を行うことが求められる。同期間中は，各自の居所内のみにより留まり，他人との接触を避けることが求められる。

#### (83) ラトビア

日本を含む発生国から戻ってきた全ての者に14日間の自宅待機，健康観察及び医療機関への連絡等を求める。

#### (84) リトアニア

全ての入国者，帰国者に対して，14日間の隔離，空港でのデータ登録及び検診（健康チェック）を義務付ける。

#### (85) リベリア

流行国（注：感染者が一人でも確認された国，日本を含む。）からの渡航者に対して，症状の有無にかかわらず，入国直後から経過観察センターで14日間の隔離措置を実施する。

#### (86) ルーマニア

3月15日より，500名以上の感染者が確認されている国（注：日本を含む。）からの全渡航者に対して，入国後14日間の自己隔離を義務付ける。

#### (87) ルワンダ

感染国（注：日本を含む。）からの渡航者で発熱等の症状がある者に検査を実施し，陽性の場合には14日間隔離。陰性でも14日間の自主隔離を推奨する。

#### (88) ロシア

感染地域から到着した者に対し，検疫官により航空機内での体温検査が実施され，発熱等の症状が認められた場合には，隔離措置の対象となる可能性がある。また，北海道からサハリン州に到着した外国人に対しては，症状の有無にかかわらず，14日間，検疫施設に留め置く措置がとられる。さらに，成田空港から到着した場合も含め，その他国際線でサハリンに到着する外国人に対しても，発熱などの症状が認められた場合には，14日間，検疫施設に留め置く措置の対象となり，この措置に応じない者に対しては行政罰が科され，強制措置がとられる。

また国内全域での検疫体制が強化されており，体温測定等を移動中や滞在先の宿舎等で求められた上で，現地当局からの要請により，病院や居住場所（ホテル等）における隔離を求められる可能性がある。

(了)